

# 学級担任の先生・社会科の先生に『税』の話題を提供！

～北見版～

## くらしを支える税

第 45 号

平成 26 年 2 月

北見市租税教育推進懇話会

早いもので、今年もひと月が過ぎ 2 月に入りました。

まだまだ寒い日が続いていますが、風邪などひかないよう健康には十分気をつけて、この冬を乗り切りたいものです。

さて、平成 25 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の受付が 2 月 17 日(月)から始まります。すでに 1 月 6 日(月)からは、主にサラリーマンや年金受給者の方を対象として、多額の医療費を支払ったり(医療費控除)、住宅ローンを利用してマイホームを取得した場合(住宅借入金等特別控除)などの還付申告の受付が始まっており、税務署は多くの人で混雑しています。

右にあるのは、平成 25 年分の確定申告用のポスターです。

このポスターにもありますが、国税庁ホームページを利用すると、自宅等に居ながらいつでも申告書が作成でき、作成した申告書は、印刷して送付するか、そのまま e-Tax(電子申告)で送信することもできます。

確定申告も、今は便利なネットを利用する時代ということですね。

確定申告ポスターの概要: 国税庁ホームページで申告書を作成し、ネットを使って送信または印刷して送付する手順が示されています。また、申告書の作成は国税庁ホームページがおすすめと記載されています。

### 租税教育に関するアンケートのお願い

北見市租税教育推進懇話会では、「租税教育に関するアンケート」を行っています。

アンケート用紙は、各学校に送付していますので、同封の返信用封筒にて、3月28日(金)までに御回答願います。

取りまとめは、北見税務署で行っていますので、お問い合わせは、裏面の担当者までお願いします。

(小学校用)

(中学校用)

租税教育に関するアンケート

【回答期限:平成26年3月28日(金)】

学校名  6年社会科担当教諭名   
 ※ 本アンケート回答者が6年社会科担当教諭と異なる場合は、担当教諭名に記入して回答者名も記入願います。 アンケート回答者名

1 税に関する授業の実施状況について(対象期間:平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(1) 授業の実施時期や実施規模についてお答えください。  
 ① 実施時期  月 上旬・中旬・下旬  
 ② 実施時間  コマ×  クラス  名

(2) 授業の実施に当たり、どのような教材を活用されましたか?  
 (該当するもの全てに○印を付けてください。)

① 教科書 ② 学校単位で購入されている社会科資料集  
 ③ 担当教諭が独自で作成・収集した資料 ④ 国税庁ホームページに掲載している資料  
 ⑤ 税務署等が貸し出したビデオ・DVD等 ⑥ 税務署職員等が実施した「出前授業」  
 ⑦ 北海道租税教育推進協議会作成の副教材(「くらしを支える税」)

2 租税教育推進協議会が配付する副教材(「くらしを支える税」)について  
 ○ 各学校に配付している6年社会科学習資料「くらしを支える税」についての御意見・御要望を御記入ください。

3 税務署・北海道・市町村職員及び税理士等が実施する「出前授業」について  
 (1) 平成26年度の実施を希望されますか?  
 (該当するものに○印を付けてください。)  
 イ 希望する □ 希望しない  
 ※ 希望状況に変更があった場合は、税務署まで御連絡をお願いします。

(2) (上記1)で「イ」希望すると回答した方へ希望される項目を御記入ください。

希望年月日	平成	年	月	日	(実施決定の場合に○印を付けてください。)	希望
時間数	分	×	コマ	学年	クラス	人数
授業内容等						

※ 希望にそえない場合もありますので、御了承願います。 御協力ありがとうございました。

租税教育に関するアンケート

【回答期限:平成26年3月28日(金)】

学校名  公民館担当教諭名   
 ※ 本アンケート回答者が公民館担当教諭と異なる場合は、担当教諭名に記入して回答者名も記入願います。 アンケート回答者名

1 税に関する授業の実施状況について(対象期間:平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(1) 授業の実施時期や実施規模についてお答えください。  
 ① 実施時期  月 上旬・中旬・下旬  
 ② 実施時間  コマ×  クラス  名

(2) 授業の実施に当たり、どのような教材を活用されましたか?  
 (該当するもの全てに○印を付けてください。)

① 教科書 ② 学校単位で購入されている社会科資料集  
 ③ 担当教諭が独自で作成・収集した資料 ④ 国税庁ホームページに掲載している資料  
 ⑤ 税務署等が貸し出したビデオ・DVD等 ⑥ 税務署職員等が実施した「出前授業」  
 ⑦ 北海道租税教育推進協議会作成の副教材(「わたしたちの生活と税」)

2 副教材(「わたしたちの生活と税」)について  
 ○ 各学校に配付している社会科資料(公民館の分野)「わたしたちの生活と税」についての御意見・御要望を御記入ください。

3 モデル授業収録DVDについて  
 ○ 副教材「わたしたちの生活と税」の活用にあたっての参考として、各学校に配付している「モデル授業収録DVD」についての御意見・御要望を御記入ください。  御読した  御読していません

4 税務署・北海道・市町村職員及び税理士等が実施する「出前授業」について  
 (1) 平成26年度の実施を希望されますか?(該当するものに○印を付けてください。)  
 イ 希望する □ 希望しない  
 ※ 希望状況に変更があった場合は、税務署まで御連絡をお願いします。

(2) (上記1)で「イ」希望すると回答した方へ希望される項目を御記入ください。

希望年月日	平成	年	月	日	(実施決定の場合に○印を付けてください。)	希望
時間数	分	×	コマ	学年	クラス	人数
授業内容等						

※ 希望にそえない場合もありますので、御了承願います。 御協力ありがとうございました。

# 学級担任の先生・社会科の先生に『税』の話題を提供！

## 「国税」について(第5回) ～ 酒税 ～

国税には、印紙税、関税、揮発油税、航空機燃料税、自動車重量税、酒税、消費税、所得税、石油ガス税、石油石炭税、相続税、贈与税、たばこ税、地価税、電源開発促進税、登録免許税、とん税及び法人税などがあります。(50音順)

今回は、酒税について説明します。

酒税は、酒類に対して課される国税です。酒税法の酒類とは、アルコール分1度以上の飲料とされ、薄めてアルコール分1度以上の飲料とすることができるもの(酢やエタノール製剤用のアルコールは除かれる)、または、溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のものを含むもの、とされています。

平成24年度の税収は、約1兆3,496億円でした。

日本において、酒類に関する課税は中世の頃から「壺銭」・「酒役(酒屋役)」・「麴役」として行われてきました。

ちなみに、酒造税(酒税の前制度)は、1899年に地租を抜いて国税収入の第1位を占めると、第一次世界大戦下の戦景気の数年間を例外として1935年に所得税に抜かれるまで30年以上にわたって税収第1位を保持し続けました。

また、1902年には酒造税だけで国税収入の約42%を占めたこともありました。

現行の酒税法上では酒類は、発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類、混成酒類の4種類に分けられ、さらに、清酒、合成清酒、連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう、みりん、ビール、果実酒、甘味果実酒、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール、発泡酒、その他の醸造酒、スピリッツ、リキュール、粉末酒及び雑酒の17品目に分類されています。

酒類免許は、種類別、品目別になっているため、例えば、ウイスキーの免許で、ブランデーを造ることはできません。

税率は、種類別、品目別に細かく定められており、一般的に、アルコール分が高いほど税率は高くなっています。

参考までに、ビール大びん1本(633ml)の酒税は、約139円になります。これに、消費税約16円を合わせると、税負担は約155円となり、小売価格を336円とした場合の46.1%にもなります。

約半分が税金とは、驚きですね。



【お問い合わせ先】  
北見市租税教育推進懇話会又は  
北見税務署 税務広報広聴官  
新藤 賢二  
北見市青葉町3番1号  
Tel 0157-23-9160【直通】

『税に関する資料がほしい』  
『「北見版 暮らしを支える税」でこんな話題を取り上げてほしい』など、皆様のご意見・ご要望をお待ちしています。

